\bigcirc 経 済 産業省令四 十九 号

環 境 影 響 評 価 法 平 成 九 年 法 律第 八十一号) 第三条の二第 項、 第十一条第 項及 び 第十 匹 条第 項 \mathcal{O} 規

項 定 に基づ に 係 る き、 調 査 発 予 電 測 所 及 \mathcal{O} 設 び 評 置 又 価 は \mathcal{O} 手 変 更 法 12 \mathcal{O} 関 工 事 す Ź \mathcal{O} 指 事 業 針 に 環境 係 る計 影 響 画 段 評 階 価 配 \mathcal{O} 項 慮 目 事 項 並 び \mathcal{O} 選 に 当 定 並 該 項 び に当 目 に 該 係 計 る 調 画 段 査 階 子 配 測 慮 及 事

び 評 価 を合っ 理 的 に 行うため 0) 手 法を選 定するため \mathcal{O} 指 針 並 び に 環境 \mathcal{O} 保 全 0) ため 0) 措 置 に 関 する 指 針等、 を定

8 る省令 平 成二十七 の 一 部を 年六月 改正する る省令を次のように定める。

日

経 済 産 業大臣 宮沢 洋

発電 所 \mathcal{O} 設 置 又 は 変更 \mathcal{O} 工 事 \mathcal{O} 事 業に 係 る 計 画 . 段 階 配 慮 事 項 \mathcal{O} 選 定 並 び に 当 該 計 画 段 階 配 慮 事 項 12 係

る 調 査 予 測 及 び 評 価 \mathcal{O} 手 法 に 関 する 指 針 環 境 影 響 評 価 \mathcal{O} 項 目 並 び に 当 該 項 目 に 係 る 調 査 予 測 及

び 評 価 を合 理的 に · 行う ため 0 手 法 を選定するため \mathcal{O} 指 針 並 び に 環 境 0) 保 全 0 た 8 0 措 置 に 関 はする 指 針

等を定め る省令 \mathcal{O} 部 を改正する省令

発電 所 \mathcal{O} 設置 又は変更 0 工 事 \mathcal{O} 事 業に係る計 画 [段階] 配 慮 事 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 選定 並 び に当該 計 画 段 階 配 慮 事 項に係る る調

查、 予 測及び評 価の手法に関する指針、 環境影響評 価 \mathcal{O} 項 自並 びに当該項 目に係る調 査、 予測 及 CK)評価; を合

理 的 に 行 うため \mathcal{O} 手 法 を 選 定するため \mathcal{O} 指 針 並 び 12 環境 \mathcal{O} 保 全 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 措 置に 関 する指針等を定め る省令

平 成 + 年 通 商 産 業 省令 第 五 + 应 号) \mathcal{O} 部を次 0 ように改 正す る。

第二 一条中 規規 定による を削 る。

第四 [条第 項第二号イに 次の 加える。

ように

(7)般環境中 の放 射 性 物質 0 状 況

第五 条第三項 第 一号及び 第二 一号中 第四 | 号 の 下 に 「及び第五号」 を加え、 同 項第三号中 「次号」 の下に

「及び 第五日 号 を 加 え、 同 項 第四号中 環境 要素」 \mathcal{O} 下 に (次号に掲 げ るも \mathcal{O} を除く。 以下 同 ľ を

加え、 同 項 に 次 \mathcal{O} 号を. 加 え る。

五 般 環 境 中 \mathcal{O} 放 射 性 物 質 E 0 ** \ て 調 査、 予測 及び評 価されるべ き環境 要素 放射線 \mathcal{O} 量

第六条に次の 号を加える。

七 前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項 放 彩射線 の量 の変化を把握する方法

第九 条第四号中 事 業者」 を 「第 種 事 業を実施しようとする者」 に改め る。

第十一条中「規定による」を削る。

第十三条第 項第一 号、 第三項第一号及び第四項第一 号中 「事業者」 を 第一 種事業を実施 しようとする

者」に改める。

第 + 应 条第二項中 「事業者」 を 「 第 種事業を実施しようとする者」 に改 かめ、 同条第三項中 事 業者 が

を 第一 種事業を実施しようとする者が」に、 「事業者に」を「者に」に改め、 同条第五項中 「規定に よる

関係市 町村長の」 を削り り、 「記載された意見」 の下に「及び見解」を加え、 同条第六項中 「事業者が」 を

を「当該者」に改める。

第

種事

・業を実施しようとする者が」に、

「事業者に」

を「者に」

に、

「 第

種事業を実施しようとする者

第十六条中 規 定による判定」 を 判定」 に改 め、 同条第二十二号チ中 鳥 獣 の保 護 岌 父び狩り 猟 \mathcal{O} 適 正 化 に

関する法律」 を 「鳥獣 の保護及び管理並びに 狩 猟 \mathcal{O} 適 正化に関する法律」 に改め る。

第十七条第三項中 「第六条第一項第二号」を 「第四条第一項第二号」に改め、 同条第五項中 「第五条第一

項第四号」を「第五条第一項第七号」に改める。

第十九条中 「規定による」 を削り、 「第二十六条」を「第二十六条の二」 に改める。

め、 第二十一条第三項中 第 五. 項中 「 第 一 項」 「同条第三項第一号」を「同条第三項」に、 とあるのは 「第二十一条第一項」と」の下に「、 「同号イ(2)」を「同項第一号イ(2) 計 画段階配 慮 事項」 とあ に 改 るの

は 「項目」と」 を加 え、 計 画 [段階 配 慮事 項_ とある 0 は 「項目」 ٢, を削 る。

第二十二条第三項中「前項」を「第一項」に改める

第二十三条第一

項中

「各参考項目」を

「参考項目」に、

「この項」を「この条」に改める。

第二十五条第二項中 「第一項」を「前項」に改め、 同条第三項中「前項第四号」 を 「第一項第四号」 に改

める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(放射性物質に係る環境影響評価)

第二十六条の二 特定対象事 業に係る る放射性物質に係る環境影響評価 の項 目 の選定は、 当 該 特定 対象事 業に

伴う影響要因 が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の 重大性につい 7 客

観的 か つ科学的に検討することにより、 別表第十一 備考第二号に掲げる一 般的な事 業の内容と特定対 事

業特性との相違を把握した上で、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性 及び特定対 象地域 特 性

あ に ると判 関 する状況を踏まえ、 断 L た場合に、 当該 同 表に 特定対象事 掲 げ る項 業 自 の実施 以 下 により放射性物質が 放 射 性 物 質に 係 る参考項目」 相当程度拡散 とい 以文は流流 う。 出するおそれが を勘 案 L

当

該

選

定

を行っ

うも

のとす

2 \mathcal{O} に 重大性 係 特 る選定項目ごとに放射 定 対 につい 象 事 業 て客観的 に 係 る 放 射 か 性物質に係る選定項 0 性 科学的 物 質 に · 係 に検討を行 る環境影響 V. 目 0 評 放射線 特 価 性 \mathcal{O} 及び 調 査 \mathcal{O} 量 特定対象事業が及ぼ 予 一の変化を把握 測 及び 評 価 する方法につい \mathcal{O} 手 す 法 おそ \mathcal{O} 選 れ 定 が は て、 あ 放 る 次項 環境 射 性 及び 影 物 響 質

第四 項 に定めるところに より 選定して行うも のとする。

3 1 て 前 は 項 \mathcal{O} 別 規 定 表 第 に よる手法 +備 考第二 \mathcal{O} 選 一号に掲げ 定定に お げげ け る る放 浴射性: 般 的 物 な 質 事 に係 業 \mathcal{O} 内 る参考項 容と特定 (目に係り 対 象 る調 事 業 特 査 性 及び لح 予 \mathcal{O} 測 相 違 \mathcal{O} 手 を 把 法 \mathcal{O} 握 選 L 定 た 上 に で 0

新 \mathcal{O} 科学的 知見を踏まえるよう努めるとともに、 第二十条の 規定により把握 した特定対象事業特性 及 び 特

定対象地域特性を踏まえ、当該選定を行うものとする。

同

表

に

掲げ

る参考となる

調

査及び

予

測

 \mathcal{O}

手

法

(同

表

に

お

7

て

「参考手

法

という。

を勘案し

つつ、

最

第五 条第三 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 は第 項 の規定による検討につい て、 同 条第四項 及び第五項並びに第二十一 条第四

4

は 第 ぞれ 条ま 項 る という。 及び <u>,</u> 「項目」と、 で は 項 準 第五 用 \mathcal{O} 「項目」 とあ す 規 る。 定 項 とあるのは る は の規定は第一 と のは この 第二 第二十一条第四項 項 同条第四 場 合に 第二十六条 0 選定について、 「専門家等」 項の選定について、 お |項中 1 て、 並 の二第 「専門家その他 第五 びに第二十三条第二項及び第三項中 と、 第二十三条第二項及び 条第三項 項」 同条第五項中 第二十二条第二項から第五項まで並 と の か 環境影響に関する知見を有する者 第 5 第 五. 一条第四 「事項 五 項 まで並 第三 (以 下 項 及 び び 項 第五 に 「選定事項」 \mathcal{O} 第二十 規 「参考項目」とあるの 定 項中 は 前 条第四 計 項 という。 びに第二十四条か \mathcal{O} 画 選定につい (以 下 段 階 項 及 配 び 「専 慮 は 第 事 とあ 消制家院 て、 項 五. 放 項 それ 等」 とあ ら前 射 る 中 $\overline{\mathcal{O}}$ 性

放 物 同 · 条第 質 射 に係る参考項目」と、 性 物 項 質 カン に 5 係 第五項 る選定項目」 まで中 第二十一 と、 「 第 第二十二条第二 条第五 項」 とあ 項及び第二十 るの は 項 中 「第二十六条の二第二項」と、 前 应 「条から 項 とあ 第二十六条中 るの は 第二十六条の二第二 「選定項目」 第二十三条第二項 لح あ 項 る \mathcal{O} 中 は

三項」 項 とある 第二十四条第一項第四号及び第五号並 のは 「第二十六条の二第三項」と、 びに第二十五条第一項第三号及び第四 同条第三項中 「第一項」 とあるのは 「第二十六条の二第 |号中 別 表第 カ

ら別

表第十まで」

とあ

るの

は

別

表第十一」

と

第二十四条第二項中

「第二十四条第一

項第二号」

とある

前

のは 「第二十六条の二第四項において準用する第二十四条第一項第二号」と、第二十五条第二項中 「原単

位及び係数」 とある のは 「係数」と、 それぞれ読み替えるものとする。

第二十七条中 「法第十二条第一 項の規定による特定対象事業に係る」を 「特定対象事業に係る法第十二条

第二項の」に改める。

第三十二条第一項中 「第八号」を「第九号」に改め、 同条第三項第一号中「第二十六条」を「第二十六条

の二」に、「第二十一条第七項」を「第二十一条第三項及び第二十六条の二第四項で準用する第五条第五 項

に、 「第二十二条第四項」 を「第二十二条第五項 (第二十六条の二第四項において準 用する場合を含む。

」に改め、 同項第二号中 「第二十六条第一項第三号」の下に 「(第二十六条の二第四 1項に お V) て準用する

場合を含む。)」 を加え、 同条第七項中 「よって準用された」 を 「おいて準用する」 に改める。

第三十四条中「規定による」を削る。

別表第十の次に次の一表を加える。

別表第十一(第二十六条の二関係)

放射性物質に係る参考項目

果的な地点

五

調 査 期間 等

粉じ ん等 の拡散の の特性を踏まえ、 第三号の調 査

効果的

放射線

に係る環境影響を予測

及び

評価するために

適

切

か 0 地

域に

お

ける

いな期間 及び 時期

六 予測 \mathcal{O} 基本的な手法

事 例 \mathcal{O} 引 用 文は 解析

七 予測 地 域

号の 調 査地 域のうち、 粉じん等の 拡 散 の特性を踏まえ、

放射線に に係る環境影響を受けるおそれ が ある 地 域

八 予測 池点

粉じ ん等の 拡散の特性を踏まえ、 前号の予測地域における放

射線に係る環境影響を的確に把握できる地点

- 9 -

ロー水の濁りに係る項目の状況	—— 時 的		
イ 放射線の量の状況	による	も の 	うも
れ調査するものとする。	の 施 工	に 伴 —	<u>生</u>
水力発電所以外の発電所に係る環境影響評価において、それぞ		の 発	ŋ
は水力発電所に係る環境影響評価において、ホに掲げる情報は	働 ※ ★	の 濁 —	水
次の各号に掲げる情報。ただし、ロからニまでに掲げる情報	- 械 の 稼	量	の
一調査すべき情報		射 線 ———	 放
射線に係る環境影響が最大となる時期			
ロ 建設機械の稼働に係るものにあっては、当該稼動による放			
なる 時期 に る も り り り り り り り り り り り り り り り り り り			
に用いる自動車の運行による放射線に係る環境影響が最大と			
イ 工事用資材等の搬出入に係るものにあっては、当該搬出入			
九 予測対象時期等			

												な影響
おそれがある地域	する。以下同じ。)を踏まえ、放射線に係る環境影響を受ける	を実施する場合には、流域の特性及び水の濁りの変化の特性と	浮遊物質量の拡散の特性(水力発電所に係る環境影響評価	三調査地域	係る水質の汚濁についての測定の方法。	係る情報については環境基準において定められた浮遊物質量に	情報の整理及び解析。この場合において、浮遊物質量の状況に	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該	二 調査の基本的な手法	ホ 浮遊物質量の状況	ニ 気象の状況	ー ハ 流量の状況

調 査

浮遊

物質量

 \mathcal{O}

拡

散

 \mathcal{O}

特性を踏まえ、

前号の

調

査地域に

お

け

Ź

兀 地点

効 果的 な 地 点

放

射

線

に係

る環境影響を予測

及び

評

価するため

に 適

切

か

0

五 浮遊 調 査 物質量 一期間等 一の拡 散 の特性を踏まえ、

る放射線に係 る環境影響を予測 及び評価するために適

第三号の調

查地域

12

お

け

つ効果的 な期 間 及 び 時 期

六

予

測

 \mathcal{O}

基

本

的

な

手

法

予 測 地 域

事

例

 \mathcal{O}

引

用

又

は

解

析

七

一号の 調 査 地 域 のうち、 浮遊物質量 \mathcal{O} 拡 散 の特性を踏まえ

放射線に係る環境影響を受けるおそれ が あ る 地 域

切

か

排出量の把握	な影響	に 	—— 発 生
ロ 放射性物質を含む残土に係るものにあっては、当該残土の	一時的	<u>の</u>	棄物
産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握	による	廃	産業
イ 放射性物質を含む産業廃棄物に係るものにあっては、当該	の 施 工		の 量
一予測の基本的な手法	造成等	線	
当該施工による放射線に係る環境影響が最大となる時期			
ロ 造成等の施工による一時的な影響に係るものにあっては、			
射線に係る環境影響が最大となる時期			
イ 建設機械の稼働に係るものにあっては、当該稼動による放			
九 予測対象時期等			
放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点			
浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における			
八 予測地点			

象事業実施区域 象事業実施区域 象事業実施区域 の一次ででは、 の一次では、 の一次には、 の一次では、 ののでは、						T						
(4) (2) (4) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	三	张	<u> </u>		備老							
(作させ) 対象事業実施区域 対象事業実施区域 の) ※ 三 予測対象時期等 三 予測対象時期等	*	\mathcal{O}	_	ک	7							
対象事業実施区域 予測対象時期等 工事期間 工事期間 工事期間 は、別表第一から第五までの備考第二号には、別表第一から第五までの備考第二号には、別表第一から第五までの備考第二号には、別表第一から第五までの備考第二号には、別表第一から第五までの備考第二号には、別表第一から第五までの備考第二号には、別表第一から第五までの備考第二号には、別表第一から第五までの備考第二号には、別表第一次の機関を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	が 付	内 容	表	の 表		0)	伴	発	 <i>(</i>)	 放	0)	—— 伴
対象事業実施区域 予測対象時期等 工事期間 工事期間 工事期間 は、別表第一から第五までの備考第二号には、別表第一から第五までの備考第二号には、分発電所に係る環境影響評価において、	され	を 踏	にお	にお			うも	生	量	射線		うも
対象事業実施区域 予測対象時期等 工事期間 工事期間 工事期間 は、別表第一から第五までの備考第二号には、別表第一から第五までの備考第二号には、分発電所に係る環境影響評価において、	7	まき	ける	いて		/•\				1016		
対象事業実施区域 予測対象時期等 工事期間 工事期間 工事期間 は、別表第一から第五までの備考第二号には、別表第一から第五までの備考第二号には、分発電所に係る環境影響評価において、	る	区	ري آ_									
対象事業実施区域 予測対象時期等 工事期間 工事期間 工事期間 は、別表第一から第五までの備考第二号には、別表第一から第五までの備考第二号には、分発電所に係る環境影響評価において、	項 目	分 し	影響	放 射								
対象事業実施区域 予測対象時期等 工事期間 工事期間 工事期間 は、別表第一から第五までの備考第二号には、別表第一から第五までの備考第二号には、分発電所に係る環境影響評価において、	につ	たも	要因	線 の								
対象事業実施区域 予測対象時期等 工事期間 工事期間 工事期間 は、別表第一から第五までの備考第二号には、別表第一から第五までの備考第二号には、分発電所に係る環境影響評価において、	いて			量								
対象事業実施区域 予測対象時期等 工事期間 工事期間 工事期間 は、別表第一から第五までの備考第二号には、別表第一から第五までの備考第二号には、分発電所に係る環境影響評価において、	は、	あっ	分	と						三		<u> </u>
が 家事業実施区域 家事業実施区域 の対象時期等 別表第一から第五までの備考第二号に 別表第一から第五までの備考第二号に ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので		ଚ								子	対	子
響で で 形握される 備 る も の を に お い て 、 に を	力 発			空間					事 期	対	象 事	測地
響で で 形握される 備 る も の を に お い て 、 に を	電所		表第	線量					間	象 時	業実	域
響で で 形握される 備 る も の を に お い て 、 に を	に		一	率						期	施	
響で で 形握される 備 る も の を に お い て 、 に を	がる		から	さに						寸	域	
響で で が 握される 備 き れる ものを に おいて、 に を	環 境		第五	よっ								
	影郷		ま	7								
	音評		0	握								
	伽 に		備考	され								
	おい		第一	るも								
	て、		号	D D								
が げ う 付 る 一 れ 般			に 掲	とい								
さ れ 般	が 付		げる	う。								
4 U	さか											
μλ	7		般的な事									
い な る 事	いる		な 事									

項目については、地熱発電所に係る環境影響評価において、それぞれ放射性物質に係る参考項目と

しない。

附則

この省令は、公布の日から施行する。